

## 第828回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成24年5月16日（水）午後1時30分から

場 所：県行政庁舎 16階 教育委員会会議室

1 出席点呼

2 開会宣言

3 第827回教育委員会会議録の承認について

4 第828回教育委員会会議録署名委員の指名

5 教育長報告（一般事務報告）

- (1) 職員の交通事故に係る和解について (総務課)
- (2) 県立高等学校における物損事故に係る和解について (施設整備課)
- (3) 生涯学習施設における物損事故に係る和解について (生涯学習課)

6 議 事

第1号議案 障害児就学指導審議会委員及び専門委員の人事について (特別支援教育室)

7 課長報告等

- (1) 平成24年度特別支援学校高等部・専攻科入学者選考結果について (特別支援教育室)
- (2) 学校給食用食材の放射能サンプル測定について (スポーツ健康課)

8 資 料（配付のみ）

- (1) 宮城県美術館特別展「アンドリュー・ワイエス展 オルソン・ハウスの物語」について (生涯学習課)

9 次回教育委員会の開催日程について

10 閉会宣言

## 第 8 2 8 回教育委員会定例会会議録

- 1 招集日時 平成 2 4 年 5 月 1 6 日 (水) 午後 1 時 3 0 分から
- 2 招集場所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 勅使瓦委員長, 佐々木委員, 庄子委員, 佐竹委員, 青木委員, 高橋教育長
- 4 説明のため出席した者  
伊東教育次長, 熊野教育次長, 安住学校運営管理監, 大山総務課長, 高橋教育企画室長,  
加藤福利課長, 寺島教職員課長, 鈴木義務教育課長, 佐々木特別支援教育室長,  
氏家参事兼高校教育課長, 菊田施設整備課長, 松坂スポーツ健康課長, 西村生涯学習課長,  
後藤技術参事兼文化財保護課長外
- 5 開 会 午後 1 時 3 0 分

### 6 第 8 2 7 回教育委員会会議録の承認について

委 員 長 (委員全員に諮って) 承認する。

### 7 第 8 2 8 回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

委 員 長 佐々木委員及び佐竹委員を指名する。  
本日の議事日程は, 配付資料のとおり。

## 8 秘密会の決定

### 5 教育長報告

- (1) 職員の交通事故に係る和解について
- (2) 県立高等学校における物損事故に係る和解について
- (3) 生涯学習施設における物損事故に係る和解について

### 6 議事

#### 第 1 号議案 障害児就学指導審議会委員及び専門委員の人事について

委 員 長 教育長報告の各案件及び議事の第 1 号議案については, 非開示情報が含まれていること  
から, その審議等については秘密会としてよろしいか。  
(委員全員異議なし)  
この審議等については, 秘密会とする。  
なお, 秘密会とする審議等については, 次回教育委員会の開催日程決定後に行うこと  
としてよろしいか。  
(委員全員異議なし)

※ 会議録は別紙のとおり。(秘密会のため非公開)

## 9 課長報告等

### (1) 平成 2 4 年度特別支援学校高等部・専攻科入学者選考結果について

(説明者: 特別支援教育室長)

平成 2 4 年度特別支援学校高等部・専攻科入学者選考結果について, 御報告申し上げます。

資料 1 ページを御覧願いたい。まず, 高等部である。表の上から知的障害以外の視覚支援, 聴覚支援,  
船岡支援, 西多賀支援及び山元支援学校の 5 校については, 第一次募集の受検者 2 6 名全員が合格してい  
る。第二次募集については, 山元支援を除く 4 校で実施したが, 受検者はなく, 第一次の合格者がそのま  
ま入学している。

次に、表の中段、知的障害について、第一次募集では受検者365名に対し、合格者326名となっており、募集定員を超える出願があった岩沼高等学園で22名、小牛田高等学園で17名、両校で39名の不合格者が出ている。この39名の不合格者の進路については、付記1つ目の“二重丸”に記載のとおり、31名が県立知的障害特別支援学校の第二次募集に出願し、全員が合格している。残り8名は、私立高校に1名、市立特別支援学校に1名、私立いずみ高等支援学校に5名、県外県立特別支援学校に1名合格している。結果として、高等部に進学を希望した生徒は全員合格している。

次に、下段に記載している専攻科であるが、視覚、聴覚支援については、第一次募集で、視覚支援学校に6名、聴覚支援学校に1名、計7名が合格している。

なお、全ての専攻科で二次募集を実施したが、受検者はいなかったものである。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

佐々木委員 以前確認しているかもしれないが、遠方の地域から無理して通学している方や、障害の種類が若干違うものの希望する支援学校に入学できない方の例があったかと思うが、今回の選考では、そのようなことはなかったのか。

特別支援教育室長 仙台圏の支援学校のうち光明支援学校及び名取支援学校の受検者は、一次募集の段階で定員を超える結果となった。二次募集は実施しなかったが、利府支援学校等の仙台圏域で受け皿となる支援学校があり、今回は、大きな距離を移動するようなことは少なかったものと捉えている。

佐々木委員 そういう方の登下校等は、どうしているのか。

特別支援教育室長 高等部については、スクールバスではなく自力通学が原則となるが、今回の場合はそのようなことも心配されたので、山元支援学校については、二次募集の案内に、亘理駅までスクールバスを運行することを明記し、角田支援学校では、最寄りのJRや阿武隈急行の駅まで同校のバスによる送迎等、各支援学校で対応することとしている。また、障害の異なる受検者については、各支援学校において、事前に教育相談をしており、その中で就学指導基準に合致しているか等、地域支援の相談担当の者が精査の上、中学の進路指導の方に役立てている。

佐々木委員 十分検討した上での選考方法だと思うが、障害の種類や程度の違う子どもたちが一緒にいる場合、事故等の発生する可能性があると考えられるので、十分配慮して頂きたい。

特別支援教育室長 特に教室が不足している仙台圏の学校については、児童生徒の安心安全が十分配慮できるように、教員の配置や校舎の設備面等を含めて配慮してまいりたい。

佐竹委員 先ほど説明のあった駅までの通学のケアは出来ているが、自力通学の方について、受検段階で、それが可能であることを確認しているのか。

特別支援教育室長 高等部については、基本的には義務教育ではないので、それぞれ自力での通学となる。しかし、石巻や古川、金成等の地区では、交通機関が十分に整備されていない場合もあり、ケースバイケースの対応となるが、その代替えとしてスクールバスの運行を実施している。また、二次募集を実施した学校については、岩沼と小牛田高等学園を移った子どもたちであり、障害の程度は、比較的軽い。どちらの学校も全県一区の高等支援学校であり、自力通学が前提となっている事を説明しつつ、長距離の通学となる場合には各学校で配慮していくこととしている。

佐竹委員 障害のある子どもたちの通学であるので、自力通学時の事故等のケアも適切にして頂きたい。楽しいはずの学校が、通学等で何かあっては可哀想なので、そのような配慮をお願いしたい。

特別支援教育室長 登下校については、公共交通機関を使用する子どもには、その担当の教員が登下校の指導も十分行っており、また、スクールバスには、添乗員が必ず乗車している。今後も、更なる安全の向上に努めてまいりたい。

青木委員 知的障害の子どもが受検した際、高等学園の場合は不合格となることもあるが、その

特別支援教育室長	<p>可否について、いわゆる学力の部分で一般の高校と同じような判定基準で決まるのか。</p> <p>教科の試験も行うが、その学校の総合的な視点に基づき判断している。特に、岩沼・小牛田高等学園については、やはり就労出来る子どもたちを育てることを方針としており、集団面接や総合的な面接等を実施しながら、総合的に判断し、可否を決定している。</p>
青木委員 特別支援教育室長	<p>その場合、不合格となった子どもたちは、就労することは難しいものとなるのか。</p> <p>就労が難しいから不合格となるものではない。現状としては、各学校の定員もあることから、全員を入学させることは困難な部分がある。</p>
青木委員 特別支援教育室長	<p>判定基準がよく分からない。総合的に決めるということか。また、支援学校と高等学園の違いが何か、説明願いたい。</p>
特別支援教育室長	<p>可否については、そのとおりである。高等支援学校については高等部のみの支援学校となる。その他の支援学校については小・中・高となる。</p>
青木委員 特別支援教育室長	<p>その支援学校でも高等部では受検があるのか。</p> <p>諸検査等の事前検査と面接を実施し、総合的に判断させて頂いている。</p>
委員長	<p>特に岩沼・小牛田の高等学園については、毎年受検者数が多く、倍率が高い。特に岩沼高等学園の状況を見ると、卒業後の企業等への就職率がとても高く、その面で保護者の期待や関心も強く、募集定員の約1.5倍の受検者数となっていると思われる。その卒業生の就職先での働き具合や、実習中の状況を見ても素晴らしいものがある。他の支援学校も一生懸命指導しているが、岩沼や小牛田高等学園が良いことから、そこに受検者が集中している状況にあると思う。その高等学園の良好な指導方法を、全県下の支援学校等に波及させることにより、良い部分を真似していくことで、受検者の分散化が図られないものか。</p>
特別支援教育室長	<p>岩沼・小牛田については、確かに一般就労率が高い状態である。その他の支援学校でも一般就労を目指す子どもたちがいることから、その子どもたちの就労に向けた取組を進めている。平成23年度で高等学園を卒業し、一般就労した生徒は全部で82名いる。これは、卒業生全体の約30%を占めており、各支援学校においても就労に向け努力している。また、岩沼・小牛田高等学園については、定員を超過して合格者を出している状況にあるが、就労支援等の指導を手厚くし、受け入れた子どもたちに対して十分な指導が行えるように、指導内容等を工夫しながら取り組んでいる。</p> <p>なお、就労支援については、その外の支援学校にも就労支援員を配置し、職場開拓や職場実習等で活躍しているところである。</p>
教育長	<p>高等学園については、軽度の知的障害がある高校生の学齢の子どもたちを集め、いわゆる中学校を卒業して高校に入る代わりとして、中学校の特別支援学級や軽度の知的障害のある中学校卒業者を集め、3年間の時間を掛け、就労に向けた指導を行っていく。これは、企業等からも高い評価を頂いているものであり、3年間集中的な指導が行える大きなメリットがあるため人気も高い。そのような事も踏まえ、女川町に新たな高等学園を設置することとしており、その開校後の状況を踏まえながら、今後、さらに充実するよう努めていきたいと考えている。</p>
委員長	<p>女川町に高等学園が新設される動きがあるので、その動向に期待したい。</p>

## (2) 学校給食用食材の放射能サンプル測定について

(説明者：スポーツ健康課長)

学校給食用食材の放射能サンプル測定について、御報告申し上げます。

資料は、2ページとなる。最初に、「1 趣旨」であるが、児童生徒等のより一層の安全安心の確保の観点から、文部科学省の安全・安心のための学校給食環境整備事業に基づき、放射性物質検査機器を5台、日本赤十字社からの支援で3台、合計8台の機器を整備し、給食施設の希望に応じ、学校給食に使用される食材の事前検査を簡易測定で実施することとしたものである。「2 測定の概要」であるが、簡易型放射

能測定器であるNaIシンチレーションスペクトロメータを県内8カ所に設置し、希望する市町村や学校等が使用する牛乳を除いた調理前の食材を測定場所に持参し、放射性物質を測定するものである。「3 測定場所」であるが、大河原、仙台、北部、東部、東部登米、南三陸の各教育事務所と公益財団法人学校給食会及び仙台市子ども未来局保育部保育課の8カ所となっている。「4 測定対象」であるが、希望のあった県立学校、市町村立学校、市町村については、給食センターも含んでいる。私立学校、国立学校、特別支援学校、幼稚園及び保育所を対象としており、5月14日時点で、県内208施設から測定希望があり、現在実施に向け細部を調整している。「5 測定開始日」については、本年5月21日(月)からの実施を考えている。「6 精密検査」であるが、本年4月1日から施行された食品衛生法に基づく一般食品に含まれる放射性セシウムの基準値は100ベクレル/kgとなっているが、厚生労働省で定めた食品中の放射性セシウムスクリーニング法に準じて測定を行い、この測定で基準値の1/2を超えて放射性物資が検出された場合は、ゲルマニウム半導体検出器による精密検査を実施することとしている。「7 公表方法」であるが、県では、測定した翌日以降に県のホームページで結果を公表することとしている。

なお、市町村等にもホームページ等での公表を促している。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

佐々木委員 安全・安心の食品や給食を子どもたちに提供することは、県の大事な基本的な義務だと思ふ。それを、希望に応じてサンプル測定する方法とした理由は何か。私は、全ての食材を調べた上で、安全・安心を提供するのが当然であるものと考えている。希望を調査する手法は、県の積極的な姿勢が感じられない方法だと思ふがいかがか。

スポーツ健康課長 学校給食については、委員御指摘のとおりであると考えている。まず、県全体で流通している食品については、各関係部所で測定を実施しており、県全体に流通している食品は基準値以下であるということが大前提とし、今回は、希望された給食施設で検査を実施することとした。また、市町村独自に同様の測定を実施している場合もあることから、今回は希望を調査した上で実施することとしたものである。

佐々木委員 既に流通している食品の調査結果を基に、全て安心であることが大前提として、それが正しいとの確信を持っているのであれば、あえて今回のサンプリング調査を実施する必要がないのではないか。しかし、それだけでは不安が残ることから、今回提案されているものと思ふ。そうであれば、必要と思われる定点測定とすべきと思ふ。

今回の提案は、県の姿勢に問題があると思わざるを得ない。調査を希望するのは誰なのか、子どもたちか、父兄か、学校の管理者であるのか。その管理者が調査を希望しないと判断しても、子どもたちや父兄は心配しているのではないだろうか。その姿勢の示し方の問題であり、安心を提供するのであれば、希望ではなく定点測定や全測定すべきではないか。

スポーツ健康課長 この体制で実施すると、基本的には全市町村で実施していることになり、全市町村の学校給食の検査態勢が整っていると認識している。

佐々木委員 そうであれば表現を変えるべきである。

佐竹委員 今回の測定は、合計8台の測定器で実施していくものと理解した。5月14日現在で208施設から希望があり、その施設から持ち込まれた食材を、その8台で測定していく。一日当たり8施設の食材を検査することができるとの認識よいか。

スポーツ健康課長 測定する拠点として、教育事務所を中心に8カ所の検査場所を固定しており、そこに施設から食材が持ち込まれることとなる。1施設当たり月に2回～5回程度の測定が可能となるものと考えている。

佐竹委員 月に2回～3回程度、教育事務所等へ検査に行くことにより、毎月全ての施設の食材が検査できるとの認識でいいか。

スポーツ健康課長 多少の違いは出てくると思うが、概ねそのような形で測定できるものと考えている。

佐竹委員 市場に流通する時点で検査しているものの、さらなる安心感を提供するために測定し

ていくとの認識でいいか。

スポーツ健康課長  
青木委員  
スポーツ健康課長

そのとおりである。

“牛乳を除く”との説明であったが、その理由は何か。

今回の測定は、簡易測定器を使用し、厚生労働省の食品中の放射性セシウムスクリーニング法に準じて行うこととしている。その方法による牛乳の基準値は50ベクレルであり、今回の精密検査の目安となる数値の25ベクレルについては、この測定器では下限値の問題があるため、その測定が困難となる。また、牛乳に関しては、県農林水産部畜産課で原乳の検査、環境生活部食と暮らしの安全推進課で流通している牛乳の放射性物質の検査をしていることから、牛乳は、測定対象から除外することとしたものである。

委員長

基準値の1/2を超えた放射性物質が検出された場合、ゲルマニウム半導体検出器による精密検査を実施するとの説明であったが、その精密検査をすることにより、何が分かることとなるのか。

スポーツ健康課長

簡易測定器による測定の結果、数値が50ベクレル以下の場合、測定機器の個体差等があった場合でも、基準値である100ベクレル以上の数値にはならないと考えている。また、50ベクレルを超える数値となった場合、これは基準値を超える場合も考えられることから、より精度の高いゲルマニウム半導体検出器による精密検査を実施することとしている。当然ながら100ベクレルを超えた食材の使用は見合わせる事となる。

委員長

検査結果の公表が翌日となっているが、仮に100ベクレルを超えた場合、どのような対応となるのか。一般論として、その数値が出たか出ないかの部分で、とても心配されている保護者の方が多数いるものと思われる。

スポーツ健康課長

数値が50ベクレルを超えた場合に精密検査を実施するが、その数値を超えた食材は、その時点で使用を保留することとなる。また、ゲルマニウム半導体検出器による測定は、その測定に数日間要するため、それまでの間は使用することができない。結果として、放射性物質に係る測定に数日間の日数が経過することとなるため、食材そのものの使用が難しくなるものと思われる。

委員長

例えば、キャベツから高い数値が出たとすれば、そのキャベツはしばらく使えなくなるため、その代替となる食材に切替することが必要となるのか。

スポーツ健康課長

その食材にもよるが、測定後に基準値を超えた食材は使用できないため、代替えの食材を使用して頂くこととなると思う。

青木委員

今のキャベツの例の場合、放射性物質の数値が出たキャベツは使用できないが、他の地域で作られたキャベツは使えるのか。

スポーツ健康課長

そこ以外の地域の食材で、基準値以下のものであれば使用可能となる。

青木委員

その際に、基準値以上の食材が採れた地域を特定し、使用制限をかけることとなるのか。

スポーツ健康課長

教育委員会の対応としては、持ち込まれた食材を検査し、基準値を超えた場合には、環境生活部に情報提供させて頂き、必要な調整等の処理を行うこととなる。

青木委員

使用制限する範囲の指定はどうなるのか。例えば、市町村単位あるいは農協単位であるとか。

教育長

今回のサンプル測定については、あくまでも持ち込まれた食材に係る測定であり、例えばキャベツから基準値を超える数値が出た場合に、産地の特定と使用の制限に関しては、今の段階では対応できないものとなる。ただし、その情報については、先ほどスポーツ健康課長から説明したように、関係部局に対して情報提供し、今後どのように対応していくか相談することになる。今回の目的は、給食に提供する食材について、既に検査され、安全・安心な食材が流通していると思われるが、念のためサンプリングし、簡易測定を行った上で、さらなる安全・安心な給食を提供していくことである。ただし、

今回の測定は、簡易測定器を使用するため、ある程度の誤差が出る可能性があることから、基準値の1/2の50ベクレルを超えた場合には、精密検査でしっかり測定していくこととしている。そして、万が一、基準値を超える数値が出た場合には、教育委員会だけで判断することは当然出来ないため、市町村の教育委員会や私立学校等にも情報提供と一緒に考えることになると考えている。

委員長 今回の食材検査の結果、仮に100ベクレルを超えた場合には、使用することとしていた食材の全量が使用できなくなることでいいか。

スポーツ健康課長 そのとおりである。

佐竹委員 一つの案件に関し、これだけ疑問が出てくるものであるのもので、県民や保護者の方々はもっと不安があると思う。そのような情報については、既に公開していると思うが、県民に対しても、できるだけ分かりやすく提供してほしい。また、問題が発生した場合に、あまりにも詳細な部分まで情報公開してしまうと、風評被害やいろいろな心配を誘う要因となることもあることから、そこは慎重にしてほしい。

スポーツ健康課長 情報の公表については、農林水産部が、食材の検査に係る情報を、その都度公表している。また、給食については、今回のサンプル測定の結果を毎日ホームページ上で公開することとしている。その情報があれば、毎日の安全・安心を確認することができるものと考えている。

佐々木委員 放射能問題に関連して、今年のプールにおける調査はどのようになっているのか。間もなく夏季を迎え、水の季節となるが、現時点でどのように考えているのか伺いたい。

スポーツ健康課長 プールについては、昨年度、県内の50校程度を抽出し、プール水の検査を実施したが、今年度も同様にプール水の検査を実施することとしている。また、飲料用の水道水については、10ベクレル以下という基準が設けられているが、その水道水をプールに使用することは、文科省でも認められており、本県でもそのように進めていくこととしている。

委員長 放射能のサンプル検査については難しい問題であり、どうやっても不安は消えないものである。今回の測定に当たっては、各教育事務所が中心となり、しっかり測定を実施した上で、測定結果の情報提供と然るべき対応に努めて頂きたい。

## 10 資料（配付のみ）

### （1）宮城県美術館特別展「アンドリュー・ワイエス展 オルソン・ハウスの物語」について

## 11 次回教育委員会の開催日程について

委員長 次回の定例会は、平成24年6月13日（水）午後1時30分から開会する。

## 12 閉 会 午後2時33分

平成24年6月13日

署名委員

署名委員